

小平市立学校における医療的ケアの実施に関する在り方について（案）

1 背景

近年、医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が増加するとともに、その実態の多様化や取り巻く環境が変化しつつある。このため、文部科学省では、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点を整理し、「学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知)」が示された。その後、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行された。同法において、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することに加え、学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが定められ、医療的ケア児やその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、安心して児童・生徒を育てることが出来る社会の実現に向けて取り組むものと考え、小平市立学校における医療的ケア児の受入れ、医療的ケアの実施する際に留意すべき点及び基本的な考え方等について整理する。

2 医療的ケアの定義及び内容

医療的ケアとは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第2条に定める医療行為をいう。学校で実施対象とする医療的ケアは以下の表のとおりとする。

項目	概要
喀痰吸引	筋力の低下等により痰や唾液、鼻汁などを自力では十分に排出することが困難な場合、吸引器による痰の吸引を行う。
人工呼吸器による呼吸管理	呼吸機能が十分でない場合、呼吸を援助する装置を用いて呼吸を維持している。そして、呼吸器のモードや条件は呼吸機能に則して固有に設定されている。呼吸器が適正に作動しているか、医師の指定した条件で稼働しているか、また、呼吸状態が安定しているかの観察を行う。
酸素管理及び呼吸補助装置の管理	体内の酸素維持が困難な場合は、酸素供給装置等から体内酸素が適正に保てるよう、医師の指示に従って酸素を供給する。
気管切開部の衛生管理	カニューレを、経皮的に気管に挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ抜去の予防、喀痰等による閉塞の解除、適正位置への留置確認及び周辺の衛生管理を行う。
経管栄養	摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで注入する。また、挿入されたチューブの適正位置を保持し、栄養剤や胃液の漏出等による汚染等を防止する。
導尿	排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿する。なお、成長に伴い、自分で導尿ができるようになり、身体介助や清潔操作の介助のみが必要になった場合は医行為には該当しない。

項目	概要
人工肛門	病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを作るもの。装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。人工肛門の装具の交換、排泄物の処理等を行う。
血糖値の測定とその後の処置	糖尿病等で生理的に適正な血糖が維持できない場合、随時血糖測定を行い、医師の指示に従ってインスリンの投与もしくは補食による糖補充を行う。

3 対象者

小平市立学校に在籍する児童・生徒のうち、児童・生徒の実態や医学的見地からの意見等を踏まえ、医療的ケアについて、市・教育委員会及び関係機関が、学校の環境や受入れ体制等に鑑み、学校における医療的ケアの実施が可能であることを総合的に判断した児童・生徒とする。

4 実施に関する基本の方針

医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点を持ち、基本的な方針を定め医療的ケアを実施する。

－例－

- (1) 疾患が相対的に安定した後の状態に対応して行われるものであり、必要性については、主治医や学校関係者の意見を参考に慎重に判断する。
- (2) 対応に当たっては、保護者からの意向に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 主治医からの指導・助言により学校に配置された看護師等が対応する。医療資格者の指導・助言及び援助が受けられる体制を整備する。
- (4) 実施にあたっては、学校と看護師等が協議のもと作成した個別マニュアルに基づいて行う。

5 市・教育委員会、学校、関係者及び機関等の役割

(1) 市・教育委員会

医療的ケア児に関わる関係者(教育委員会・学校・主治医・保護者等)が相互に連携し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講ずるものとする。

－例－

- ・ 医療的ケアに関する要綱及びガイドライン等の策定及び見直し
- ・ 医療関係及び関係機関等で構成する運営協議会(仮)等の設置・運営
- ・ 主治医及び医療機関との連携
- ・ 保護者との協議
- ・ 看護師等の配置・研修
- ・ 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析
- ・ 学校における医療的ケアに関する実施要領の策定及び安全委員会の設置・運営に係る指導・助言

(2) 学校

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、看護師等を中心に教職員等が協力する体制を構築するものとする。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委

員会・主治医・学校医・保護者等と連携を密接に行い、医療的ケア児の安全確保に努めるものとする。また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図って実施するものとする。

－例－

- ・医療的ケア実施に関する実施要領の策定及び安全委員会等の設置
- ・医療的ケア実施に関する校内支援体制の整備
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・保護者、医療機関、医療的ケア児が通っていた施設等との連携体制の構築
- ・緊急時・災害時の体制整備
- ・看護師等が作成する個別マニュアルの作成助言

(3)主治医

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び学校の状況に基づいて医療的ケアに係る指示書を作成する。また、個別マニュアル等への指導・助言を行うものとする。

－例－

- ・医療的ケア児や学校の状況を踏まえた情報提供兼指示書の作成
- ・看護師等への指導
- ・緊急時対応に係る指導・助言
- ・校外活動等への参加体制についての指導・助言
- ・教育委員会及び学校との連携
- ・保護者への説明

(4)看護師等の役割

看護師等は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施する。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うため、医療機関等との緊密な連携が不可欠であることから緊急時の体制整備についても学校に協力すること。

－例－

- ・医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- ・指示書に基づく医療的ケアの実施
- ・学校及び保護者との連携
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・医療的ケア児に係る緊急時対応含む個別マニュアルの作成

(5)保護者

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護師等に医療的ケア児の健康状態を報告・引継ぎを行う等、適切なケアを受けるために協力するものとする。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行う。

－例－

- ・学校及び主治医との連携
- ・教育委員会との協議
- ・緊急時の対応

- ・医療的ケア児の健康状態の報告及び引継ぎ
- ・医療的ケアに必要な医療器具、消耗品、主治医の指示書等の準備

6 その他

- ・小平市特別支援教育推進委員会
進捗状況等について、委員から助言及び意見を聴取する。
- ・教育委員会
必要に応じて適宜、教育委員会に対して報告する。
- ・市議会
必要に応じて適宜、市議会に対して報告する。

・スケジュール等（案）

時期	内容
令和5年3月	在り方の説明（推進委員）
4月から8月	内容の検討、関係機関及び関係課との調整
9月	素案の検討(推進委員会)
10月から12月	意見反映
1月から2月	庁内、教育委員会報告、学校説明
3月	報告(推進委員会他)